

特定警戒都道府県在住の患者さんの受診について（お願い）

令和2年5月18日
長野県立こども病院長

当院の小児・周産期高度専門医療の機能を維持するため、当面、次のとおりの対応とさせていただきますことといたしました。ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

1 特定警戒都道府県在住の患者さんの入院、手術について

- (1) 担当医師が緊急ではないと判断した場合、入院、手術は延期させていただきます。
- (2) 入院や手術をお受けいただく場合は以下のとおり行動させていただきます。
 - ① 入院予定の2週間前には長野県内にお出でいただき（実家、親戚宅、ホテルなどに滞在）、その間、発熱などの症状が出ないことを確認できてから入院していただきます。
 - ② 緊急で入院や手術が必要となり特定警戒都道府県から入院された場合や、入院予定の2週間前までに県内にお出でいただくことができず入院された場合は、長野県入りされてから2週間が経過するまでは原則行動制限を伴う病室等に入ってください、その期間は毎日感染症状の有無を観察させていただきます。
また、患者さんおよびご家族含め、院内での生活等について多くの制限が掛かりますので、ご了承ください。

2 特定警戒都道府県在住の患者さんの外来受診について

- (1) 担当医師が緊急ではないと判断した場合、受診は延期させていただきます。
- (2) 受診が必要と判断された場合は、感染症状がなくてもマスク（布製も可）着用の上で受診していただきます。同伴される保護者も同様に対応していただきます。